

児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る実施要領

(平成21年7月10日)

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 情報収集（第5条～第8条）
- 第3章 情報提供（第9条～第12条）
- 第4章 責務（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）に基づき、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（基本的考え方）

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

2 警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に係る児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 児童・生徒の個人情報については、横須賀市教育委員会は個人情報保護条例の実施機関として、警察は神奈川県個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護の重要性にかんがみ、適正な取扱いを確保するものとする。

（連携の従事者等）

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者とする。

第2章 情報収集

（本人への通知）

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

（保護者への連絡）

第6条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒の同意を得た上で保護者に連絡するものとする。ただし、警察から保護者へ既に当該情報の内容が連絡されている場合は、この限りでない。

（連絡票の作成及び保存期間）

第7条 警察から情報を収集する場合は、校長等は「健全育成を推進する連絡票」（様式Ⅰ）を作成することとし、同連絡票の保存期間は、原則として1年間（作成日の属する年度の翌年度末）とする。

(教育委員会への報告)

第8条 警察から情報を収集した場合は、校長は、「健全育成を推進する連絡票」により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

(情報提供)

第9条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援又は指導に効果がある場合
- (2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合

(本人への通知)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

(連絡票の作成及び保存期間)

第11条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「健全育成を推進する連絡票」(様式Ⅱ)を作成することとし、同連絡票の保存期間は、原則として1年間(作成日の属する年度の翌年度末)とする。

- 2 情報を文書により提供する場合は「健全育成を推進する連絡票」によるものとする。

(教育委員会の協議)

第12条 校長は、警察へ情報を提供する場合は、「健全育成を推進する連絡票」により、事前に教育委員会の協議に付さなければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない必要がある場合には、この限りではない。

- 2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長は、情報提供後「健全育成を推進する連絡票」(様式Ⅲ)により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 責務

(校長の責務)

第13条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、校長の監督の下、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

(教育委員会の責務)

第14条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。

第5章 雑則

(実施細目)

第15条 この要領の実施に当たり必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から実施する。